

令和5年度事業計画

I 基本方針

少子高齢化の急速な進展に伴って労働力人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するためには、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう環境整備を図ることが必要です。

国は、高齢者の活躍を促進するにあたり、シルバー人材センターの会員が安心して働ける環境を整備するため、請負・委任業務における現行の契約方法について「発注者」「センター」「会員」それぞれの果たすべき役割や責務がより明確なものとなるよう、契約方式の見直しを検討しています。

また、島根県は、「島根創生計画」の「総合戦略アクションプラン」の中で、シルバー人材センター事業に関しては「高齢者が地域社会でいきいきと活躍できるよう、多様な就業機会を提供する取組を支援」するとしています。

このような中、公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）は第5次中期事業計画を定め、令和6年度における「会員6,000人の就業を支える連合体制整備」の実現に向けて取り組んでいます。その一方で、インボイス制度やフリーランス保護法の導入など、各シルバー人材センターの経営に大きな影響を与え、かつ就業機会損失及びこれに伴う会員の離脱などが危惧される事案への対応が、喫緊の課題となっています。

これらを踏まえ、連合会は、“アフターコロナ”の社会・経済活動の状況を見据えながら、成果（期待効果）を重視したメリハリの効（利）いた事業展開を図りつつ、目標達成への道筋を再構築するべく、次に掲げた計画を着実に実行します。

II 事業実施計画

1 シルバー人材センター事業

連合会は、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「全

シ協」という。)の理事会において決議された「第2次会員100万人達成計画」の目標等を反映した「会員数5,550人」、及び島根県が「島根創生計画」で定めたKPI(重要業績評価指標)の数値である「シルバー派遣事業の契約件数1,320件」を目標に、次の取組を行います。

さらに、後記②ア)の「潜在的な高齢者の労働力活用モデル事業」の実施に伴い、「シルバー派遣事業の契約金額5億円(うち、福祉分野1.35億円)」を目標に加えます。

(1)共同受託事業

県内の複数地域にわたる就業を受託する場合、必要に応じて関係センターと調整の上で需給調整(共同受託事業)を行い、広域な就業の開発に努めます。

(2)職業紹介事業及び労働者派遣事業

島根県の「総合戦略アクションプラン」に基づく「高齢者が地域社会でいきいきと活躍できるよう、多様な就業機会を提供」するにあたっては、シルバー人材センター事業の特性を活かして、これまでとは異なった層(いわゆる「経済的理由から働く必要がない」「引退して好きなことを楽しみたい」等の理由から、必ずしも働くことに意欲が高くない者など)へのアプローチを図ることも大切です。また、インボイス制度やフリーランス保護法の導入による財政面への影響を抑えるためには、シルバー派遣事業をセンターの経営基盤を支える事業の一つに育てることも考えなければなりません。

これらを踏まえ、いずれの地域でも需要が見込め、かつ「臨時的かつ短期的な就業、または軽易な業務」の特性を活かせる介護・子育て分野を先駆けに、次の取組を実施します。

① 職業紹介事業

連合本部は、「潜在的な高齢者の労働力活用モデル事業」の取組の中で、事業実施体制及び業務運用整備の準備を進めることとします。

② 労働者派遣事業(シルバー派遣事業)

第5次中期事業計画での基本施策のひとつに「シルバー派遣事業の進展」を位置づけています。

地域による取組に差が見られる中であって、全体の底上げを図る観点からも、次の事業を有効に活用するなど、シルバー派遣事業を拡充するために必要な仕組み・体制の整備を広げていきます。

ア) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の展開

過去4年間の「中山間地域等におけるシルバー派遣事業の展開」の取組を基盤とし、新たに「潜在的な高齢者の労働力活用モデル事業」に着手します。令和5年度は、大田市に連絡所を開設の上、同市内で「介護施設への周知・広報」や「ICTによる会員向け就業情報提供サービス」などの取組を行うなど、早期に国庫補助対象団体への基準値となる就業延人員数417人日/月以上の規模に到達、さらなる拡充を図ります。もとより、大田市での取組みは、研修あるいは指導等の機会を用いて、他地域にも広げていきます。

あわせて、国庫補助対象のセンター及び当該地域の市町村には、本事業補助金を活用したシルバー派遣事業に係る体制整備及びこれに伴う予算措置・執行の指導・説明等を継続し、会員とその就業の拡大に着実に繋がるよう努めます。

イ) 高齢者活躍人材確保育成事業（島根労働局委託事業）の実施

介護・子育て分野を重点分野として、シルバー派遣事業の周知・広報及び就労見学並びに技能講習を実施します。なお、本事業による新規会員数目標を174人以上とします。目標達成に向けては、技能講習を柱として取組む地域を5カ所に拡大するとともに、当該地域における就業開拓・マッチング体制の整備を広げることとします。

さらに、連合本部と関係機関及び労使団体等からなる「しまね高齢者活躍人材確保育成事業連絡会議」（以下「連絡会議」という。）による連携と協働を進め、様々な角度から高齢者及び企業等に対して広範なサービス・情報の提供が可能となるネットワークの構築を進めます。

ウ) 島根県シルバー人材活用事業（島根県健康福祉部委託事業）の実施

放課後児童クラブでの補助的業務に従事する人材を養成するための技能講習等を、当該地域のセンター及び市町村等の関係機関と連

携の上で実施します。あわせて、放課後児童クラブでのシルバー派遣事業の活用・活躍状況をアピールするなどの就業開拓を一体的に行い、修了者への就業機会の確保・提供を図ります。

(3)知識及び技能を付与するための講習

連合本部は、前記の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を活用するなど、県央地域及び隠岐の島町において、当該地域のセンターと連携して、福祉・子育て分野やICT関係などの研修を実施し、会員の定着とスキルアップを図ります。

また、シルバー派遣事業のキャリアアップ教育訓練において、センターからの提案・要請があるときは、教育訓練・講習の企画・実施の必要に応じて参画するものとします。

(4)その他、事業を発展させるための指導・相談、支援等

第5次中期事業計画の重点項目として掲げた「新規会員確保の取組」「安全・適正な就業環境の確保・維持」を推進するにあたり、下記のとおりセンターに対する指導・相談、支援を行います。

また、インボイス制度及びフリーランス保護法（「業務委託契約における契約方法の見直し」を含む）に関しては、全国的な動向を見定めつつ、各センターの財政運営の安定化と会員数及び事業規模等の減少幅を極力抑えるよう指導・相談にあたります。

さらに、これらの制度の施行による事務負担の軽減を図る「シルバー会員のデジタル使用推進事業」補助金等を活用した電子化が、円滑に進むよう相談・支援に努めます。

① 事務処理の共同化等の推進

シルバー派遣事業及び小規模センターにおける会員管理等の事務代行を切り口とした事務処理の共同化の検討・試行を引き続き行います。

② センターが実施する事業に対する指導・相談、支援

それぞれの目標達成に向けたセンター主体の取組(自主・自立)を尊重した上で、次のとおり指導・相談、支援します。

しかしながら、コロナ禍にあった3カ年で、会員数目標と実態が大

きく乖離したことは否めません。これを踏まえ、会員拡大にあたっては「会員数の対前年同月比」を指標に加え、「段階的に右上がりの勢いを高める仕組み・体制を再構築」するよう促します。さらに月ごとの実績等を市町村所管課にも提供することで、地域課題の解決の取組との連動を深めます。

ア) 調査・研究

全シ協等が実施するシルバー事業に関する調査に協力するとともに、連合本部においても必要に応じてセンターに対して調査、情報提供を求めます。もとより、適宜、収集提供された情報は、該当の取組に活用します。

さらに、会員及び派遣先事業所へのサービスの向上、並びにさらなる会員の獲得や就業機会・職域拡大を検討するにあたり、シルバー派遣事業に従事する会員及び派遣先事業所を対象とした満足度・ニーズ調査を実施します。

イ) 普及啓発

国による高年齢者就業確保措置に伴い、60歳台の新規入会者確保に少なからず影響が及んでいることから、「これらの措置の活用を選択しない」「労働市場において就労意識の必ずしも高くない」層へのアプローチを展開することが、会員拡大の一つのポイントです。

この観点から、連合本部は、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業及び高齢者活躍人材確保育成事業の取組の中で、シルバー派遣事業の特性及び就業例をより具体的に表した周知・広報活動等を行い、センターにおける新たな層の新規会員確保を後押しします。

ウ) 安全・適正な就業環境の確保・維持

会員の安全・安心な就業環境を確保するにあたり、センターにおける事故防止対策等の実状と課題を参考に、次の諸取組に反映します。

a) 受託事業

平成30年度以降取り組んでいる「就業前の自主点検」が定着しつつある一方で、傷害事故の発生件数は依然として増加傾向に

あります。「就業前の自主点検」の効果が現れるには、「事故発生時の検証・対策」を自主点検に反映する必要があります。これを踏まえ、連合本部は事故発生・報告の都度、当該センターに対して「安全衛生管理上の欠陥」等の指摘を行うこととします。

また、前述のフリーランス保護法への対応にあたっては、仕様書の整備が不可欠です。このことも考慮した上で、全シ協が行う「受注リスト（受注実績一覧表）を活用した点検、改善等」の取組の機会に、会員を対象とする就業状況の確認を加味するなど、適正な就業環境の確保をさらに徹底します。

b) 労働者派遣事業（シルバー派遣事業）

事業の伸長に伴って事故件数が増加傾向にあり、平成30年度以降は休業補償の対象となる事故が複数件発生しています。

就業現場での安全対策は派遣先事業所の所掌事項ではありますが、各実施事業所における衛生委員会等での「事故発生時の検証・対策」の状況と課題を踏まえ、まずは衛生委員会及び派遣元責任者による巡視点検等がより有効に履行されるよう、徹底を図ります。

エ) 就業分野の開拓・拡充

介護・子育て分野を軸に、シルバー人材センターの「臨時的かつ短期的な就業、又は軽易な業務」の特性等を活かせる「非専門業務・周辺業務」での就業分野の開拓・拡充を促進します。取組にあたっては、前記の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業及び高齢者活躍人材確保育成事業、並びに島根県シルバー人材活用事業を連動させることで、地域・業種・職種を越えて、さらに効果を高めるよう努めます。

オ) 情報提供、指導・相談等

各センターが国・島根県、及び全シ協の方針や制度改革等に的確かつ円滑に対応することができるよう、専門的または実践的な情報提供、指導・助言等に努めます。

あわせて、次世代を担う職員の育成を促す環境づくりに努めます。

a) 情報収集及び提供等

センターへの指導・相談に的確に対応するべく、島根労働局・島根県や全シ協、関係団体等が開催する会議・研修等に参加するなど、広く情報を収集します。これらの情報は、該当する取組に反映させた上で、必要に応じて書面や会議・研修などの機会によりセンターに速やかに伝達します。

なお、新規会員確保の取組に関しては、全シ協から適宜好事例が示されています。それぞれの状況が異なる中、センター自らも会員数の動きや取組状況から問題点等を明らかにし、その解決に繋がる事例等の収集ができるよう協力します。

b) 指導・相談

センターからの問い合わせは、原則として全シ協が示す「問い合わせ票」により対応し、連合本部内はもとより各センター内の情報共有を図ります。その上で、個々のセンターの運営状況や事務局体制などの実態を踏まえた的確な指導等に努めます。

さらに、全シ協からの委嘱による定期指導を行うときには、必要に応じて当該センターの役職員を対象とする集合指導を実施します。また、島根労働局の経理事務指導及び需給調整部門による指導にも立会い助言等を行います。

また、センターにおいて重大な問題が発生したときは、立入り等による事実確認と第三者的な立場による情報提供を行うなど、適正な対応・対策が図れるよう指導・支援します。

c) 交流研修会の開催等

前記b)の指導・相談とあいまって、定例の公認会計士への相談業務の共同委託契約に基づく研修、及び派遣元責任者向けに適正かつ効率的な事業運営に資するために必要な研修を行います。

これに加え、全シ協がテーマごとに実施する会議・研修にあわせ、必要に応じて、それぞれの内容を踏まえた実務担当者向けの研修を企画・実施することとします。なお、連合本部が主催する研修等は、各々の目的や内容等を踏まえ、リアルまたはオンライ

ン、あるいはハイブリッド方式の中から、より効果的かつ効率的な方法で開催することとします。

一方、センターが企画・実施する研修・会議等での講義・説明等について、当該センターからの要請に基づき、より積極的かつ柔軟に行うこととします。あわせて、センターが主催する研修等への参加・協力など柔軟な対応に努めます。

d) 短期出向の受入

短期出向受入制度に基づき、センターからの申請があったときには、OJTによる短期出向の受入を行い、当該職員の事業及び業務に対する理解を促すとともに、センターの事務局機能の持続的な基盤強化を図ります。

カ) 未設置地域におけるシルバー人材センターの設置促進

シルバー派遣事業を切り口に、従来からの「高齢者福祉」の視点に加え、「地域の人材不足を補う機能」をアピールするなど、市町村等に対する働きかけを継続的に行います。

あわせて、「潜在的な高齢者の労働力活用モデル事業」の中で、既存のシルバー人材センターの理解及び協力による広域化を促進することとし、市町村の財政的負担や立上げ時の手続き等を軽減する形での、より現実的な提案・打診を行うよう準備を進めます。

2 法人管理事業

関係法令に基づき、島根労働局及び島根県はもとより公認会計士・行政書士・社会保険労務士等の専門家による指導のもと、「法令遵守（コンプライアンス）」、「内部統制（ガバナンス）」、「透明性」の確保に努めることはもとより、役員の職務執行及び事務局体制整備をさらに進め、これらに必要な規程等の制定・改正を適切に行います。

また、シルバー派遣事業を拡大することにより、安定した財政基盤の確保に努めるとともに、内閣府からの「シルバー人材センター等における会計処理について（回答）」を踏まえた適正な範囲内での運転資金の積立を計画的に行います。

(1)会員

前記1（4）②のカ）の「未設置地域におけるシルバー人材センターの設置促進」にあわせ、連合会正会員の増加を図ります。

あわせて、前記1（4）②のイ）「普及啓発」及びエ）「就業分野の開拓・拡充」の取組とあいまって、賛助会員の募集に努めます。

(2)許可、認可、承認等に関する事項

法人・公益法人に関するもののほか、前記1（2）の有料職業紹介事業及び労働者派遣事業などのシルバー人材センター事業に関する届出等を、所定の手続きに沿って適正に行います。

(3)会議

連合会の運営に関して必要な会議を、定款及び諸規程の定めに従って開催し、もって適正かつ活発な法人運営に努めます。

公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会

収支予算書（損益ベース）

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（単位：円）

	予算額	前年度予算額(第3号補正)	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
労働者派遣事業収益	500,000,000	441,500,000	58,500,000
労働者派遣事業収益	500,000,000	441,500,000	58,500,000
有料職業紹介事業収益	50,000	50,000	0
有料職業紹介事業収益	50,000	50,000	0
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	21,800,000	18,600,000	3,200,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	21,800,000	18,600,000	3,200,000
島根県シルバー人材活用事業受託収益	5,900,000	0	5,900,000
島根県シルバー人材活用事業受託収益	5,900,000	0	5,900,000
受取会費	3,332,000	3,332,000	0
正会員受取会費	3,102,000	3,102,000	0
賛助会員受取会費	230,000	230,000	0
受取補助金等	17,415,000	17,410,000	5,000
受取国庫補助金	8,540,000	8,540,000	0
受取県補助金	8,540,000	8,540,000	0
受取全シ協支援事業費	335,000	330,000	5,000
受取負担金	3,871,000	3,431,000	440,000
受取負担金	3,871,000	3,431,000	440,000
受取寄付金	1,000	1,000	0
受取寄付金	1,000	1,000	0
受取賠償金	0	8,000	△ 8,000
受取賠償金	0	8,000	△ 8,000
特定資産運用益	2,000	2,000	0
特定資産受取利息	2,000	2,000	0
雑収益	20,000	20,000	0
受取利息	8,000	8,000	0
雑収益	12,000	12,000	0
経常収益計	552,391,000	484,354,000	68,037,000
(2) 経常費用			
事業費	552,942,000	483,138,000	69,804,000
支払会員賃金	400,800,000	354,000,000	46,800,000
支払会員法定福利費	1,350,000	1,200,000	150,000
役員報酬	540,000	540,000	0
給料手当	12,942,000	15,747,000	△ 2,805,000
準職員給料手当	12,296,000	6,523,000	5,773,000
法定福利費	4,223,000	3,510,000	713,000
退職給付費用	998,000	1,079,000	△ 81,000
福利厚生費	93,000	47,000	46,000
役員等旅費交通費	50,000	50,000	0
旅費交通費	792,000	578,000	214,000
通信運搬費	3,237,000	2,954,000	283,000
減価償却費	644,000	644,000	0
什器備品費	220,000	110,000	110,000
消耗品費	1,603,000	1,449,000	154,000
修繕費	33,000	33,000	0
印刷製本費	451,000	80,000	371,000
光熱水料費	201,000	235,000	△ 34,000
賃借料	6,099,000	5,292,000	807,000
保険料	185,000	160,000	25,000
諸謝金	55,000	12,000	43,000
租税公課	39,930,000	35,310,000	4,620,000
支払負担金	3,870,000	3,436,000	434,000
委託費	16,756,000	9,789,000	6,967,000
活動拠点委託費	43,160,000	38,190,000	4,970,000
広報費	1,914,000	1,716,000	198,000
支払手数料	500,000	406,000	94,000
貸倒損失	0	48,000	△ 48,000
雑費	0	0	0

	予算額	前年度予算額(第3号補正)	増減
管理費	2,814,000	3,171,000	△ 357,000
役員報酬	540,000	540,000	0
給料手当	682,000	1,020,000	△ 338,000
準職員給料手当	206,000	0	206,000
法定福利費	164,000	181,000	△ 17,000
退職給付費用	43,000	59,000	△ 16,000
福利厚生費	3,000	2,000	1,000
役員等旅費交通費	350,000	367,000	△ 17,000
旅費交通費	0	11,000	△ 11,000
通信運搬費	57,000	55,000	2,000
消耗品費	13,000	13,000	0
印刷製本費	0	10,000	△ 10,000
光熱水料費	11,000	14,000	△ 3,000
賃借料	237,000	300,000	△ 63,000
保険料	80,000	76,000	4,000
租税公課	3,000	10,000	△ 7,000
支払負担金	82,000	94,000	△ 12,000
委託費	281,000	300,000	△ 19,000
支払手数料	12,000	24,000	△ 12,000
雑費	50,000	95,000	△ 45,000
經常費用計	555,756,000	486,309,000	69,447,000
評価損益等調整前当期經常増減額	△ 3,365,000	△ 1,955,000	△ 1,410,000
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期經常増減額	△ 3,365,000	△ 1,955,000	△ 1,410,000
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,365,000	△ 1,955,000	△ 1,410,000
一般正味財産期首残高	14,610,000	16,163,223	△ 1,553,223
一般正味財産期末残高	11,245,000	14,208,223	△ 2,963,223
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	11,245,000	14,208,223	△ 2,963,223

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額(第3号補正)	増減
【投資活動収支の部】			
〈投資活動収入〉			
固定資産売却収入	0	0	0
什器備品売却収入	0	0	0
電話加入権売却収入	0	0	0
敷金・保証金等戻り収入	0	0	0
保証金戻り収入	0	0	0
預託金戻り収入	0	0	0
特定資産取崩収入	0	0	0
シルバー派遣事業運転資金費用準備資金取崩収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
〈投資活動支出〉			
固定資産取得支出	0	0	0
建物付属設備購入支出	0	0	0
什器備品購入支出	0	0	0
電話加入権購入支出	0	0	0
敷金・保証金等支出	0	0	0
保証金支出	0	0	0
預託金支出	0	0	0
特定資産取得支出	250,000	2,547,000	△ 2,297,000
シルバー派遣事業運転資金費用準備資金取得支出	250,000	2,547,000	△ 2,297,000
投資活動支出計	250,000	2,547,000	△ 2,297,000
【財務活動収支の部】			
〈財務活動収入〉			
借入金収入	5,000,000	5,000,000	0
短期借入金収入	5,000,000	5,000,000	0
財務活動収入計	5,000,000	5,000,000	0
〈財務活動支出〉			
借入金返済支出	5,000,000	5,000,000	0
短期借入金返済支出	5,000,000	5,000,000	0
財務活動支出計	5,000,000	5,000,000	0

2. 預り補助金等に関する見込

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
補助金等収入	100,689,000	99,338,000	1,351,000
国庫補助金収入	100,689,000	99,338,000	1,351,000
交付金支出	100,689,000	99,338,000	1,351,000
高齢者就業機会確保事業費支出	48,391,000	47,354,000	1,037,000
高齢者活用・現役世代サポート事業費支出	52,298,000	51,984,000	314,000

3. 借入金限度額

山陰合同銀行からの短期借入金限度額は30,000千円とする。

4. 債務負担額

- ・電話機のリース契約により令和5年4月～令和8年5月までの各月ごとに5,313円累計201,894円の債務を負担する。
- ・軽自動車のリース契約により令和5年4月分13,219円の債務を負担する。
- ・軽自動車の再リース契約により令和5年5月～令和9年4月までの各月ごとに13,700円累計657,600円の債務を負担する。
- ・軽自動車の再リース契約により令和5年4月～令和6年7月までの各月ごとに12,100円累計193,600円の債務を負担する。
- ・パソコンのリース契約により令和5年4月～令和6年8月までの各月ごとに29,710円累計505,070円の債務を負担する。
- ・プロジェクターの再リース契約により令和5年12月～令和6年11月分6,270円の債務を負担する。
- ・デジタル複合機のリース契約により令和5年4月～令和6年5月までの各月ごとに7,246円累計101,444円の債務を負担する。
- ・パソコンのリース契約により令和5年4月～令和8年6月までの各月ごとに10,780円累計420,420円の債務を負担する。
- ・業務システムのリース契約により令和5年4月～令和9年4月までの各月ごとに4,950円累計242,550円の債務を負担する。

5. 労働者派遣事業収入の増加に連動する支出に限り予算額を超えて執行することができる。

令和5年度資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込について

借入の予定	有り
-------	----

事業区分	借入先	金額	用途
公益目的事業 (公1)	(株)山陰合同銀行 県庁支店	5,000,000	事業運用費用(短期借入)

(2) 設備投資の見込について

設備投資の予定	無し
---------	----

事業区分	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法又は 取得資金の用途
—	—	—	—